（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十一　略］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～四十一　同上］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第三百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十項の規定に基づき、同項に規定する衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の測定方法を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十一月二十一日

総務大臣　野田　聖子

一　試験場の条件

試験場（衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の電力を測定する場所をいう。以下同じ。）は、次の各号の条件に適合すること。

1　試験場は、周囲に電波を発射する物体がなく、かつ、長径六メートル、短径五・二メートルの だ円の範囲内に測定の障害となる金属物体がない平たんな場所であること。なお、試験場には、電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された試験場を含むこととする。

2　試験場において測定される電波の電界強度（被測定機器が発射する電波以外の電波のものに限る。）は、測定器により測定した場合、設備規則第二十四条第三十項に規定する漏えいの上限値より一〇デシベル以上低いこと。

3　試験場は、測定結果に対する反射の影響が小さくなるよう留意されたものであること。

二　被測定機器の設置条件

被測定機器は、次の条件により設置すること。

1　木その他の絶縁材料により作られた高さ一・五メートルの回転台（以下「回転台」という。）の上に被測定機器を設置すること。

2　被測定機器は、電力又は電界強度の測定値が最大となるよう設置すること。

三　測定器の条件

測定器は、次の条件に適合すること。

1　スペクトルアナライザは、平均値表示が可能であること。

2　スペクトルアナライザは、分解能帯域幅を一〇〇kHz、三〇〇kHz及び一MHzに設定できるものであること。

3　適切な期間内に較正又は校正を受けたものであること。

四　測定用空中線の条件

測定用空中線は、空中線利得が既知とされるホーン空中線であること。

五　測定方法

試験場における各機器の配置は別図に示すとおりとし、電力の測定方法は次のとおりとする。

1　被測定機器と測定用空中線の間の床面には、電波吸収体を設置する。

2　スペクトルアナライザの分解能帯域幅は、無変調の電波を測定する場合は一〇〇kHz又は三〇〇kHzに、変調された電波を測定する場合は一MHzに設定し、測定周波数帯幅及び掃引時間を適切に調整する。

3　被測定機器の中心位置に正対する高さに測定用空中線を垂直偏波を受信するように設置する。

4　回転台を回転させ、電力又は電界強度の最大値を測定する。

5　被測定機器と測定用空中線の水平距離における測定値は、被測定機器の設置位置における電力の値に補正する。なお、前号において電界強度を求め、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）に示す方法により空中線入力電力の値への換算を行う場合は、G（絶対利得）及びK（反射係数）の値に一を用いるとともに、P（空中線入力電力）を被測定機器の設置位置における電力とみなす。

6　3から5までと同様の方法により、測定用空中線を水平偏波を受信するように設置した場合の電力を測定する。

7　5及び6の電力のいずれか大きい値をもって被測定機器が発射する電波の電力とする。

六　その他

第一項から前項までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これによらないことができる。